

埼玉のくらしと社会保障

埼玉県への要請行動を実施

2020年度同様に、国保税コロナ減免今年度も実施を

埼玉社保協は、5月11日に埼玉県国保医療課へ要請と懇談を行いました。これには、埼玉社保協から9人と日本共産党埼玉県議団が参加されました。

これは3月12日に厚労省から「新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した被保険者に関わる国保税の減免等について」（以後、「国保税コロナ減免」とします）との事務連絡が発出されたことに対する、埼玉県への要請行動です。2020年度に国保税コロナ減免が実施され、キャラバン行動の事前アンケートを行った結果東秩父村を除く62市町で減免が実施されたことが分かりました。全県で1万6247世帯が申請し、その内1万4594世帯に対して総額24億6817万円（1世帯平均16万9122円）が減免されています。この減免額を2020年度は国が全額財政支援しました。

しかし、2021年度について国は全額財政支援せず、「一部補助（減免額の20%から80%）」に止まります。そこで、これを補うため県として独自に財政支援を行うことや国に対して全額財政支援を行うよう要請することを要望しました。これに対して、県国保医療課長からは「独自に財政支援することは困難」と述べ、県に設けられている国保の「財政安定化基金」の活用が考えられると述べました。この基金を利用した場合は後年に返金が必要となります。このように、自治体の財政負担を考慮して国保税コロナ減免を今年度は実施しない自治体も予想されます。昨年度よりコロナ感染の拡大が進むなかだからこそ、国は昨年同様に全額財政支援を行うべきです。そして、県も「基金の活用」を言うのであれば、市町村に対して返金が不要となる財政措置を検討すべきです。

また、今年度の基準では「2020年度との比較で30%以上減収」が見込まれる場合となっています。昨年はコロナ感染が始まった初年度です。比較するのであれば2019年度とするなど、基準の緩和や見直しも必要ではないかと考えます。国保税コロナ減免の拡充が求められています。

（埼玉社保協 川嶋芳男）



2021年6月1日発行 第302号

（毎月1回発行）

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

5/17“最高裁一斉4判決” 国と建材企業を断罪 菅首相＝翌18日、原告に謝罪 全国統一和解へ！ 未提訴被害者救済制度

建設アスベスト訴訟

神奈川 東京 京都 大阪 1陣判決

一人親方への国責任、建材 企業 大手に賠償認める

最高裁第1小法廷に係属した4つの建設アスベスト訴訟の判決が、17日午後3時に言い渡されました。判決は一人親方等への国の賠償を認め、一部高裁差戻しを含め国の全面敗訴を改めて言い渡しました。

建材企業には、高裁で企業責任を全部否定した東京訴訟が高裁に差し戻しとなり、最高裁が企業の共同不法行為を初めて認める画期的な判決となりました。

菅首相・田村厚労大臣が原告に謝罪

全国の建設アスベスト訴訟の和解 未提訴被害者への救済制度創設へ国と原告側が合意書を結ぶ

翌18日、政府は原告代表を首相官邸に招き、菅首相自ら「真摯に反省をして、政府を代表して皆さんに心よりお詫びを申し上げます」と謝罪しました。

国民投票法改正など悪法次々に怒り

国会行動埼玉デー・5月12日

第8波国会行動・埼玉デーは5月12日に開催され、全体で8団体56人が参加しました。

実行委員会代表委員の埼労連の新島議長は「菅内閣はコロナを利用して悪法を通そうとしている。国民投票法を巡って立憲民主党と共産党の態度は分かれてしまったが、改憲反対では歩調を合わせている。国民の力で共闘を強くしよう。消費税の税率引き下げを巡ってインボイスは延期中止で共闘が広がり始めており、総選挙の争点にしていくために運動を強めていこう」と訴えがあり

ました。午後からは、各団体に分かれて、地元国会議員要請行動を取り組み、要請項目は、「75 歳以上の医療費負担 2 倍化法案の中止」や「国民投票法改定案の慎重審議と憲法 9 条などの改憲発議に反対」などでした。

埼玉土建がおこなった議員要請行動では、「75 歳以上の医療費 2 倍化法案の廃案」について、塩川哲也議員、伊藤岳議員の日本共産党議員をはじめ、立憲民主党の小宮山泰子議員、熊谷裕人議員、国民民主党の上田清司議員も紹介議員になってくれました。



埼玉社保協事務局次長 段和志（埼玉土建）

9 月→11月に日程変更します

第 29 回埼玉社会保障学校

日時 11 月 6 日(土)

13 時 00 分～16 時 45 分(12:30 受付)

会場 ときわ会館 5 階・大ホール

浦和駅から徒歩 16 分

参加費 (Web(Zoom)) 3000 円

13 時 00 分 開会

第 1 講座 「転換期の政治」(仮題)

渡辺 治 一橋大学名誉教授

15 時 00 分

第 2 講座 「コロナ禍の地方自治と福祉」(仮題)

平野 方紹 (まさあき) 前立教大学教授

16 時 40 分 閉校

チラシにて、お申し込みをお願いします。

障埼玉連 ～ 結成50年を迎えます ～

「障埼玉連」は略称になります。「障害者の生活と権利を守る埼玉連絡協議会」が正式名称となります。1972 年に、結成されて 50 年を迎えます。

私たちが何を大切してきたか、結成に託された障害者・家族の願いを改めて確認するために、少し長くなりますが、それより先、1967 年に結成された全国組織「障全協」のホームページから引用させていただきます。

「わが国の障害者施策は、敗戦後の日本国憲法制定を受け、身体障害者福祉法の公布(1949 年)にはじまり、精神薄弱者福祉法・身体障害者雇用促進法の制定(1960 年)など、1960 年代までには関係法の一応の制定をみていました。」

しかし、それは、多くの障害者が法律から除外され、権利保障の観点からは遠いものでした。学校教育を保障された人は、ごくわずかでした。

「障害者・家族の人権を無視した状況を 1 日も早く改善させようと、全国各地の障害者・家族、関係者が運動に立ち上がり、障害別・地域別の組織を結成し、国・地方自治体に対する働きかけを強めていきました。しかし、全国的に注目された朝日訴訟の不当な最高裁判決(1967 年 5 月)にも示される通り、激しい社会保障攻撃の中で障害者施策を抜本的に改めさせるには、個々の組織の力だけでなく、障害の違いを乗り越え、共通する願いを共同の運動によって実現させていく運動と組織が必要になりました。

こうした中で、それまでの多くの障害者・家族、関係者の運動の積み重ねと熱い期待をになって、1967 年 12 月 4 日、『第 1 回障害者の生活と権利を守る全国集会』を東京で開催し、障全協は結成されました。

『生活と権利を守る』は、まさにその当時の障害者・家族のおかれた状況を象徴したものであり、先に結成された研究団体の全国障害者問題研究会(全障研)とともに、わが国における障害者の人権保障を真正面にかかげた運動の出発であったといえます。」

障全協は、結成当初から、『生きる権利』『学ぶ権利』『働く権利』そして『政治参加の権利』の 4 つの権利の旗を高くかかげ、『恩恵』でなく、『権利』としての施策の充実を求めて運動をすすめてきました。

結成 50 年に当たり、原点に立ち戻り、コロナ禍にある今、運動を強めていきたいと思います。

(障埼玉連事務局 若山 孝之)

ひとごとではいられない！

介護保険の改悪と

認知症の当事者、家族のねがい



4月24日(土)、富士見市立中央図書館視聴覚室で、認知症のひとと家族会副代表の花俣ふみ代さんをお招きして、「介護保険の改悪と認知症の当事者、家族のねがい」と題してのお話をいただきました。翌25日から東京都を含む4

都府県に三度目の緊急事態宣言が発出される前日にも関わらず、40名をこす参加者があり、介護保険についても、認知症についても、ひとごとではない、強い関心があることを改めて感じました。

○ 介護保険の改悪—主な検討課題

2000年に介護保険制度が始まって20年余経過したが、家族介護を前提にしたもので、「介護離職」も、「介護殺人」も減っていません。国は年々介護給付費が増大することから、「制度持続可能性」のため徹底した歳出削減を求めて、介護保険料の値上げ、介護報酬の引き下げ、要支援者の介護保険ははずしなどを行い、小規模の介護事業所の閉所、撤退が増加し、ホームヘルパーなど介護従事者不足も深刻になってきています。国は、団塊世代が後期高齢者となる「2025 問題」、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える「2040 問題」を取り上げ、更なる削減をねらっています。

今回の改正では、「高額介護サービス費の自己負担限度額の上限の引き上げ」と「施設入所者の居住費・食費の低所得者の自己負担を引き上げ」の利用者負担増が実施されました。また、菅政権は、「自助・共助・公助」を掲げ、「全世代型社会保障検討会議」を設け、さらなる高齢化社会をみすえ、給付と負担の見直しを含めた抜本的改革の第一弾として、今国会で、一定の所得のある後期高齢者の医療費窓口割合を2割負担にしようとしています。

今回は先送りされましたが、一定所得以上の2割負担、現役並み所得者の3割負担、ケアプランの作成費用などの自己負担化、多床室入所者の室料有料化、要介護2までの軽度者の介護保険ははずしなどがねらわれています。

○ 認知症のひとと家族の思い

認知症の人は550万人で、65歳以上の15%となっています。2025年には700万人を超す見込みです。高齢者の5人に一人が認知症という時代が近づいています。もはや、ひとごとではなく、自分ごととして国も、市町村も考えていかなければならない時代になっています。

認知症に対する偏見と誤解は根深く、認知症になったら人生おしまい、何もわからなくなってしまう、周囲も「何もできない」と決めつけてしまいがちだが、急に何もわからなくなるわけではない。

介護する家族も、周囲にも話せず、一人抱え込んでしまい、介護の負担やストレス、大きな精神的な負担、睡眠不足などの健康不安、経済的な不安や困窮などに直面してしまうことが多い。

認知症のひとと家族の会では、活動の三本柱として、当事者と家族のつどいの開催、電話相談、会報の発行を行っています。認知症の人が地域で生きるために必要な、本人と介護者への精神的支援、社会の理解、必要な社会サービスと制度・政策、地域ケアのとりくみの構築にむけてとりくんでいます。

しんどいときこそ、つながりを必要とするときです。つながれば、希望が見えてきます。認知症の人を支えていくのは介護家族だけでは限界があります。介護事業者や行政、地域住民が連携し、「認知症があっても安心して暮らせる社会」をめざしていきましょう。

(富士見新社会保障よくする会ニュース 細野 浩一)

コロナ禍で収入が減少 シングルマザーや外国人の相談も

川口こまりごと相談会&フードパントリー

5月9日、川口駅前広場で川口社保協が呼びかけて作られた実行委員会による第12回川口こまりごと相談会&フードパントリーが川口市と川口市社会福祉協議会の後援、地元金融機関、県内各地のJAはじめ沢山の団体・個人からの募金や食材の提供を受けて開かれました。「今回は新型コロナ禍であり、内容と規模を大きく変え、相談会に加えて生活支援に力を入れ、食材支援や女性コーナーを設けました」(城口実行委員長挨拶)。

朝9時半から川口民商の若者はじめ100名を超える参加者の手で会場設営が行われ、相談テントは特例貸付・生活・法律・労働・医療・教育



に加え女性コーナーを作り、相談には弁護士、医師、教師、看護師等の専門家と公的資金援助の相談に川口市社会福祉協議会職員が応対する体制を組みました。

12時前から相談者が見え始め、受付で消毒と検温をした上で相談内容を聞き取り、各コーナーに案内。各テントで時間一杯相談が続きましたが、フードパントリーに訪れる方が少なく「敷居が高かった」印象でした。

終了後、会場で「ふりかえり」を行いました。受付から整理券発行が76枚、ひとり親家庭の方が大変多く、正規非正規問わずコロナ禍で収入が減って困っているとの相談が多かったと報告。特例貸付については昨年5月から仕事ができなくなり困っているシングルマザーや外国人の相談もあったこと、生活保護の申請につなげた例。法律相談ではもう少しお金があればこのように落ちこまなかったと思われる例が多かったこと、医療ではいろんな悩みがベースにあって様々な症状が出ている方が多かったこと、教育では身近に気軽に相談できる場の必要性を感じたこと、女性コーナーに来た5人の子連れのママの姿に女性が本当に困っている実態を目の当たりにしたとの感想等、報告されました。フードパントリーから、残った食材は別の会場で無駄なく配布する、との報告でした。

(川口社保協 倉橋 光男)

2021年度の自治体要請キャラバン

アンケートを集計 今年の特徴は？

埼玉社保協は1993年に結成し、翌年から全県の市町村を訪問する自治体要請キャラバン行動を開始し今年28回目の行動となります。介護保険開始の2000年頃から行ってきた事前アンケートは市町村のご協力をいただき現在はすっかり定着しました。今回はアンケートは428項目を質問させていただき5月の連休前に回答が届きました。

以下、アンケート結果の一部をご紹介します。

市町村の人口と世帯数

今回から市町村の人口と世帯数はアンケートによる回答により集計することができました。4月1日現在で県内の市町村からの回答を合計すると、県全体では341万4391世帯(前年比4万4311世帯増)、739万1903人(同76人減)でした。年齢階層別では15歳まで12.0%、15～64歳が61.5%、65～74歳が13.4%、75歳以上が13.1%となりました。県全体では人口が横ばい、世帯数の増加という傾向です。さいたま市、朝霞市、東松山市、滑川町など19自治体で人口増、西部、北部、秩父地域がすべての自治体で減少しています。

国民健康保険

【2方式への移行がいったん止まる】

埼玉県国保運営方針では、国保税を算出するためのⅰ所得割、ⅱ資産割、ⅲ均等割、ⅳ平等割の4つを利用する4方式から、所得割と均等割だけを利用する2方式への移行を方針化しています。その結果この間多くの自治体が2方式へ移行していましたが、今回のアンケートでは前年からの変更はありませんでした。2方式は41自治体、4方式を実施している22自治体です。保険料の均等割を引き下げた自治体は4。資産割、平等割を引き下げた自治体は2。所得割、均等割を引き上げ、資産割、平等割を引き下げた自治体1。所得割、均等割も引き上げた自治体1。また、賦課限度額をひきあげた自治体は39、うち最高限度額99万円(医療分2万円、後期高齢者分1万円)に引きあがった自治体は30です。

【保険税値上げは1自治体のみ。】

2021年度で保険税が実質引き上げた和光市の1自治体です。羽生市は4方式から2方式に切り替えていく方向で改定をしています。各自治体から保険料の三つのモデル世帯の事例によるシミュレーションでは、2021年度の平均保険税は、所得税の基礎控除が10万円引き上げられたことで引き下がっています。

県に移管されて4年目になり、県内統一の保険税にしていくことを明確に出されていますが、保険税の負担を

少しでも減らす方向で法定外繰り入れを42自治体が行っている中でも大きく保険料が違っている状況から、強引な保険税の県内統一は無理があり、低所得者層に大きな負担を強いることにつながる恐れがあります。

【国保税コロナ減免 62市町で1万4世帯で実施 1世帯平均16万9千円減免】

コロナウイルス感染症の流行により、感染拡大の広がりにより、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置等で国民に自粛を促すことにより、経済が低迷し、自営業者が多く加入する市町村国保の財政的な安定運営が求められますが、憲法25条の精神にたつて、誰もが「払える保険税」にして、安心して医療にかかれるようにしていくためにも、一般財政からの法定外繰り入れをしていくことや保険税の減免措置など自治体の政策が急がれます。

2020年度に国が全額財政支援する方法で実施した国保税コロナ減免では、東秩父村を除く市町で1万6247世帯から申請があり、その内1万4594世帯で24億6817万8496円の減免が行われました。1世帯平均では16万9122円となります。

【資格証明書が減少 ゼロ自治体が41に】

資格証明書は、676世帯(昨年863世帯、一昨年1025、3年前1464、4年前1651)と着実に減少している。発行している自治体は22自治体(昨年23自治体)。

*ゼロの自治体は41、川島町が発行ゼロに。

【子どもの多子世帯の保険税減免 今年度内に10自治体に】

多子世帯の子どもの均等割軽減制度では、10自治体で実施が実施予定。

【法定外繰入を46自治体で予算化 26自治体が増額】

一般会計から国保会計への法定外繰入総額では、2018年度決算時46自治体が繰入れを行いました。2019年度決算で44自治体繰入。2020年度決算見込みで42自治体が繰入れ予定。2021年度予算では、21自治体が繰入れ予定なしですが、26自治体で増額しています。

【基金残高が32億円も増額に】

保険給付費支払基金が54自治体(昨年51)で残高があり、前年度より32億4592万円の増。40自治体が(昨年24)基金額をアップしています。春日部市3億5998万円、ときがわ町2億2045万円、入間市5億759万円、宮代町402万円、横瀬町8076万円など6自治体が新たに基金を設けました。さいたま市は6億6937万円増加(昨年23億3千万円減)。

一方で、基金残高がない自治体は9。加須市は、基金条例を廃止しています。

埼玉社保協事務局次長 段和志(埼玉土建)